

開 議 午後 1時41分

○議長（阿部六平君） ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

税務会計課長。

○税務会計課長（澤館完成君） 小松議員さんの方から、大槌町町税条例の一部を改正する条例の各税目に係る申告に関する過料を3万円から10万円に引き上げる、その根拠、理由はとのご質問に回答いたします。このことについてご報告申し上げます。

過料につきましては、地方自治法第15条では、地方公共団体の長は5万円以下の過料を課す旨、規定されております。地方税法の過料の規定では3万円以下との規定となっており、逆転を起こしております。国の方では平成22年度にこれらを考慮し、税改正を行っております。今回の改正は、国税の均衡を図り、地方自治法の過料に関する規定等の関係を考慮し、一律10万円に引き上げたものであります。

本町におきましても同様に条例改正とするものであります。以上であります。

○

日程第 1 認定第 1号 平成22年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 認定第 2号 平成22年度大槌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 3 認定第 3号 平成22年度大槌町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 認定第 4号 平成22年度大槌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 認定第 5号 平成22年度大槌町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 認定第 6号 平成22年度大槌町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 認定第 7号 平成22年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 認定第 8号 平成22年度大槌町介護保険特別会計歳入歳出決算の認

定について

日程第 9 認定第 9 号 平成 22 年度大槌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 認定第 10 号 平成 22 年度大槌町水道事業会計決算の認定について

○議長（阿部六平君） 日程第 1、認定第 1 号平成22年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第10、認定第10号平成22年度大槌町水道事業会計決算の認定についてまで、決算10件について一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決算認定については、議員全員による決算特別委員会で審査いたしておりますので、委員長報告を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決算10件について、決算特別委員会で質疑を行いましたので、質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議ありませんので、質疑を終結いたします。

これより決算10件について、順次討論、採決を行います。

日程第 1、認定第 1 号平成22年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

認定第 1 号平成22年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。本決算は認定すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本決算は認定すべきものと決しました。

日程第 2、認定第 2 号平成22年度大槌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

認定第 2 号平成22年度大槌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は認定すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿部六平君) 起立全員であります。よって、本決算は認定すべきものと決しました。

日程第3、認定第3号平成22年度大槌町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。(「なし」の声あり)討論を終結いたします。

認定第3号平成22年度大槌町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は認定すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿部六平君) 起立全員であります。よって、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

日程第4、認定第4号平成22年度大槌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。(「なし」の声あり)討論を終結いたします。

認定第4号平成22年度大槌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は認定すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿部六平君) 起立全員であります。よって、本決算は認定すべきものと決しました。

日程第5、認定第5号平成22年度大槌町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。(「なし」の声あり)討論を終結いたします。

認定第5号平成22年度大槌町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は認定すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿部六平君) 起立全員であります。よって、本決算は認定すべきものと決しました。

日程第6、認定第6号平成22年度大槌町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。(「なし」の声あり)討論を終結いたします。

認定第 6 号平成22年度大槌町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は認定すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿部六平君) 起立全員であります。よって、本決算は認定すべきものと決しました。

日程第 7、認定第 7 号平成22年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。(「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

認定第 7 号平成22年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は認定すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿部六平君) 起立全員であります。よって、本決算は認定すべきものと決しました。

日程第 8、認定第 8 号平成22年度大槌町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。(「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

認定第 8 号平成22年度大槌町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は認定すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿部六平君) 起立全員であります。よって、本決算は認定すべきものと決しました。

日程第 9、認定第 9 号平成22年度大槌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。(「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

認定第 9 号平成 22 年度大槌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は認定すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿部六平君) 起立全員であります。よって、本決算は認定すべきものと決しました。

日程第10、認定第10号平成22年度大槌町水道事業会計決算の認定について討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

認定第10号平成22年度大槌町水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

本決算は認定すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本決算は認定すべきものと決しました。

○

日程第11 議案第75号 大槌町行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の
制定について

○議長（阿部六平君） 日程第11、議案第75号大槌町行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明及び内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 追加議案第75号大槌町行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例について説明します。

議案書の1ページをお開きください。

本条例は、現在策定中の大槌町東日本大震災復興計画に関して、議会の議決が必要な町行政に係る基本的な計画とするため、地方自治法第96条第2項「普通地方公共団体は、条例で普通公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものを定めることができる。」の規定により、本条例を制定するものです。

なお、法定受託事務となる法律で議会の議決を求められている町行政に係る基本的な計画については、この条例から除かれるものです。例として、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により策定する総合整備計画や、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定により策定する過疎地域自立促進計画などが挙げられます。

それでは、逐条について読み上げて説明します。

第1条、目的。この条例は、町行政に係る基本的な計画の策定、変更または廃止をする場合における議会の議決または議会への報告に関し必要な事項を定めることにより、町民の視点に立った透明性の高い町行政の推進に資することを目的とする。

この条項は、本条例の制定の目的について規定をしております。

第2条、定義。この条例において、町行政に係る基本的な計画とは、次に掲げるものをいう。この条項は町行政に係る基本的な計画の区分について規定しております。

第1号、基本計画。町の行政分野全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画をいう。

第2号、各行政分野に係る基本的な計画、町の各行政分野に係る政策及び施策の基本的な計画、指針、その他これらに類するものをいう。

この各号は、町行政に係る基本的な計画には、基本計画と各行政分野に係る基本的な計画の二つの種類があることを規定しています。基本計画は、町勢発展計画、震災復興計画が挙げられます。各行政分野に係る基本的な計画は、国または県との協議を経て行われる計画、国または県の上位計画等との整合を図られる計画、例として地域防災計画、国民保護計画、介護保険計画等が挙げられます。

第3条、議会の議決及び議会への報告。町長は基本計画の策定、変更または廃止をしようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。この条項は、基本計画については計画を策定、変更または廃止する場合、議会の議決を経よう義務づけております。

第2項、町長その他の執行機関（以下町長等という）は、各行政分野に係る基本的な計画の策定、変更または廃止をするときは、速やかにこれを議会に報告しなければならない。この条項は各行政分野に係る基本的な計画については、計画を策定、変更または廃止した場合、速やかに議会に報告するよう義務づけております。

第3項、町長等は前2項の規定により、議会の議決を得たとき、または議会に報告したときは、速やかにその概要を公表しなければならない。この条項は基本計画及び各行政分野に係る基本的な計画は、議会の議決または議会に報告した場合、速やかにその概要を報告しなければならないと義務づけております。

なお、計画の概要については、町広報紙及び町のホームページ等を基本として公表してまいりたいと考えております。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。金崎君。

○9番（金崎悟朗君） ちょっとしたことなんですけれども、今、こちらの総務部長の読み上げを聞いていましたけれども、第3条の第2項、この「変更または廃止をしたとき

は」とここに書いてあるけれども、読み上げしているときは「するときは」と言ったんだけど、これどっちなの。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 申しわけございません。「変更または廃止をしたときは」です。

○議長（阿部六平君） 野崎君。

○12番（野崎重太君） 大槌町始まって以来の新しい条例だから、果たしてという思いでここに立っているんですけども、この表題だけ見ると、なるほどなと思うところがある。先ほどの平野総務部長の話によると、別の策定はこれとは関係ないんだという、そういう話。本当はもっとそういうところも我々にきめ細かく教えていただければそうかなと思うけれども、ただべたべたと言われたのでは、我々の頭というのはそんなにそんなにあなたと違っていいもんじゃないから、文章で見ればああそうかなと思うけれども、ただ言われただけでこの紙1枚か2枚で、ああというわけにはちょっといかないというのはあるね。もう少し我々議会の方にも、知ってる人は知ってるかもしれない、知らない人は私みたいに知らない人いるんだから、その辺のことをもっと。

ただ、それはそれとしても、震災という復興に向けた基本計画がここでやって、そして何か下手に何でもかんでもそういうふうにすると、別に悪い意味じゃないよ、すべて議会が承諾したから承認したから何やってもいいんだというような、あと議会の声も通らなくなるような、そういう要素が今あるんじゃないかなと。どこかにそれが感じられるの。何もあなたたち賛成したからいいんだというような、ちょっと計画の中で、あと何も文句言うとか、そういうことも考えられるんだけど、それでもう一つの大槌町の今の被害、大震災の後の復興に向けた基本計画の中に必要だとあればそれはいいだろうし、今までにそういうことやったことのない条例だから、見たこともない聞いたこともない条例だから、ウーンと今かみしめているんだけど、さっきも何度も言うようだけれども、本当はもう少し細かく、総務部長、さっき言ったこれこれこういうのはここには入らないんだよとか、そういう細かいことを我々にも教えていただければなおいいのさ。ただ、条例だけの大義名分だけ言われても、いいような悪いような、判断がつかない面もある。

まあ、とにかく一つのこれからの復興に向けての条例だと思うから、私も賛成はしますけれども、そういうことを何か町長独自で物事を進めていくんじゃないかなという、

悪い意味じゃないよ、そういった全体的に見ると言葉はいいけれども、そういうおそれがあるような気がしたったのね。だから、今後の議会の報告云々かんぬんは言うのはそれはわかるけれども、当たり前だが、新たな復興計画の基本計画を出すときには、すべて出てくるんだろうけれども、そこで決まったことはもう1回1回ここを通れば、我々議会の議員の人たちが何か、「いや、町長さん、これはこうだけれども、こういうことはないんじゃないか」とかということは可能なのか可能でないのか。もう出されたものはそのまま通してやるか、そういう条例なのか。その辺のところをちょっとお伺いしておきます。

○議長（阿部六平君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木 彰君） まず、さっき総務部長が例を出して、これはこの条例の限りではないという。その意味は、それは法律の方に決まっていますから、それは当然議決は必要になります。ここはあくまでも根拠法令のない部分ということであります。という意味でございます。

今回、これを出した具体的な経緯ということになりますと、今の復興計画は法律にはないんです。議会の議決を経るというものが。したがって、そうすると町独自でこの計画をつくって、その後やっていく、法的には可能なわけです。でも、それではだめだろうというか、こういう大きな災害での復興計画ですから、やっぱり議員さんの議決をとった上で、いわゆる町の総合計画みたいな、あるいは自治法にあるんですけれども、これについてないものだから、だからしたがって議会の議決を付す条例をつくるということでございます。

一般的にはこれは行政当局の執行の事務を制限するというか、そういう意味合いがありまして、本来これはほかの市町村等では議員提案のような形で制定されているのが主なんです。議会の方から、いやこのものについては議決を経る、当局に義務化するという形の条例で、普通はそういう提案の方法をとっているわけでございますけれども、今回の場合は今の復興計画をやはり議会の議決の上でとった上で、復興していきたいという当局の考え方で、今回出していますので、これをつくることによって何といいますか、もう議決をとったから何をやってもいいんだということには全くなならないのかなと。逆に議決をとった以上は、きちんと変更になるなりもまたここにありますように、議会の同意をいただいて執行していくということでございますので、言ってみれば議会の権限を強化する条例案というふうにご理解いただければいいのかなと。野崎議員さんの思っ

ているような、そういう危惧は全く逆ではないかなというふうに思っております。

○議長（阿部六平君） 阿部君。

○13番（阿部義正君） 今話を聞いていて、復興計画には今まで法的根拠がなかったものを、法的根拠があるような形にするという話がわかりましたが、総合発展計画と復興計画の関連性というか、そういうのは今後どのように考えているかお伺いします。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（菊池 学君） ただいまのご質問にお答えします。復興計画と発展計画の関係ですけれども、第8条の町の町勢発展計画につきましては昨年策定されたところで、本来であれば今年度が初年度になっているところです。それで、発展計画につきましては、実際基本的な理念、先ほどからそのまま継承しても、今回震災等で大きく変わった部分につきましては、主要な施策を取り上げて、今日現在の形でまとめて計画したいというふうに考えております。

○議長（阿部六平君） 阿部君。

○13番（阿部義正君） そうすると、今後進める総合発展計画と復興計画の並立的な考えというのは、各自治体の判断で進めてよろしいのですか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（菊池 学君） そこはとりあえずは両論というか、廃止するわけではありませんで、両方残す形になると思います。ただ、事業によっては復興計画の中で変えられていく部分があると思いますので、そこは復興計画の方で事業を推進する感じになります。

○議長（阿部六平君） 後藤君。

○10番（後藤高明君） 結論から言いますと、前向きにとらえたいと思います。

我々も、あと執行者もやはり4年という任期で住民から信託されているわけですから、そこをやっぱり基本に置いて、何事も住民、議会と当局の合意のもとに進めていただくことをお願いして意見とします。

○議長（阿部六平君） 副町長。

○副町長（佐々木 彰君） 全くそのとおりでございまして、そういう意味でこういう条例を制定しようということですので、ご理解をお願いします。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第75号大槌町行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿部六平君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(阿部六平君) お諮りいたします。本定例会に付議されました事件はすべて終了いたしました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(阿部六平君) ご異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

平成23年第4回大槌町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉 会 午後 2時10分

上記平成23年第4回定例会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

議 員

議 員